

	障 発 0128 第 5 号
	平成 22 年 1 月 28 日
一部改正	障 発 0820 第 7 号
	平成 24 年 8 月 20 日
一部改正	障 発 0414 第 1 号
	平成 27 年 4 月 14 日
一部改正	障 発 0423 第 2 号
	平成 30 年 4 月 23 日
最終改正	障 発 0510 第 3 号
	令和 3 年 5 月 10 日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公印省略 )

### 障害児施設における心理指導担当職員配置加算、看護職員配置加算及びソーシャルワーカー配置加算について

障害児施設に入所している児童に対しては、その個々の態様に応じて、児童相談所等関係機関と連携しながら、障害特性に応じて適切な援助が図られるよう配慮していただいているところであるが、近年、虐待や障害の重複等による家庭での養育支援が困難であることを理由により入所する子どもが増加しているところである。

そこで、今般、障害児施設におけるこれら子どもの適切な援助体制を確保するため、別紙のとおり、「心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算実施要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

## 別紙

### 心理指導担当職員配置加算、看護職員配置加算及びソーシャルワーカー配置加算 実施要綱

#### 1. 心理指導担当職員配置加算

##### (1) 目的

福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）に心理指導担当職員を配置し、虐待等による心理外傷や障害特性に配慮した環境のもとで心理指導を必要とする児童に対し、心理指導を実施し、児童の安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することを目的とする。

##### (2) 対象施設等

心理指導担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

また、1施設について、心理指導担当職員加算は1名分とすること。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定める児童指導員、保育士等の定数のほか、専ら心理指導担当職員を1名以上配置していること。
- ② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ③ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5名以上いること。
- ④ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

なお、入所している児童等に対して、より高度で専門的な支援を提供するため、公認心理師の資格を有する者を配置することが望ましい。

##### (3) 運営の基準

- ① 心理指導担当職員は、当該児童の入所措置をとった児童相談所と密接に連携し、心理指導を行うよう努めること。なお、心理指導の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- ② 心理指導担当職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、心理指導を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。
- ③ 対象となる児童の保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携を図りながら、積極的な家族への訪問指導を行うものとする。

## 2. 看護職員配置加算（I）

### （1）目的

服薬管理などの医療行為及び健康管理（以下「医行為等」という。）の必要な児童に対し、施設に医行為等を行うための職員を配置し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などの医療的支援体制の強化を目的とする。

### （2）対象施設等

医行為等を担当する職員を配置しようとする主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

また、1施設について、医行為等を担当する職員加算は1名分とすること。

- ① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士の定数のほか、医行為等を担当する職員を1名以上配置していること。
- ② 医行為等を担当する職員は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師であること。

### （3）運営の基準

- ① 医行為等を担当する職員は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、適切な支援が行われるよう努めること。
- ② 医行為等を担当する職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、医行為等を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。

## 3. 看護職員配置加算（II）

### （1）目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童に対し、施設に医療的ケアを行うための職員を配置し、児童やその家族の状況及びニーズに応じて、必要な支援を行う体制を強化することを目的とする。

### （2）対象施設等

医療的ケアを担当する職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

また、1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。

- ① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士の定数のほか、医療的ケアを担当する職員を1名以上配置していること。
- ② 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、①に加え、2の看護職員配置加算（I）に定める看護職員を1名以上配置していること。

- ③ 医療的ケアを担当する職員は、保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師であること。
- ④ 児童の医療的ケアスコア（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいづれかの医療行為を必要とする状態である児童のそれぞれのスコア（当該児童のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数をいう。以下同じ。）を合算した点数が40点以上であること。

### （3）運営の基準

- ① 医療的ケアを担当する職員は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や日常生活を営む上で必要な医療的ケアを行うこと。
- ② 医療的ケアを担当する職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、医療的ケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。

## 4. ソーシャルワーカー配置加算

### （1）目的

障害児入所施設に入所する児童が、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用、療養介護の利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、円滑に移行できるよう、障害児入所施設における移行調整を行う体制を強化することを目的とする。

### （2）対象施設

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

- ① 専ら児童の移行調整を行うものとして、ソーシャルワーカーを配置していること。
- ② 配置するソーシャルワーカーは以下のア又はイのいずれかの要件に該当する者であること。
  - ア 社会福祉士
  - イ 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者

### （3）運営の基準

- ① 配置したソーシャルワーカーは専ら次のアからカの業務を行うものとする。なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画的に行うこと。  
また、既にこれらの取組を行っている福祉型障害児入所施設においては、入

所児童や保護者との信頼関係の構築の観点から、これまで、施設内でこれらの取組を担当してきた職員が、入所児童や保護者への説明等に係る業務をソーシャルワーカーと協力して行うことも差し支えないものとする。

- ア 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。以下4において同じ。）及び保護者に対する相談援助を行う。
- イ 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。
- ウ 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。
- エ 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を提供する。
- オ 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。
- カ 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。

## 5. 経費

この実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)によるものとする。